

## 静電植毛技術研究会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は静電植毛技術研究会と称し、事務局を役員のところ置く。

(目的)

第2条 本会は、静電植毛技術並びに静電気の応用について研究し、会員相互の技術情報を交換する事により、静電植毛に関する知識と技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

1. 講師による静電植毛に関する勉強会
2. 話題の提供と意見交換及び問題解決
3. 会員相互の自由な討論
4. 異業種間の交流と商品開発への動機づけ
5. その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 会員は本会の趣旨に賛同する法人ならびに個人、及び特別会員をもって構成する。

1. 本会に入会を希望する者は、入会申込書に入会金及び会費を添えて加入の申し込みをしなければならない。

第1項 会員が次の各号に該当するときは総会の議決により除名することができる。

1. 規約または総会の決議に違反したとき
2. 本会の体面を著しく傷つけたとき
3. 会員としての義務（会費を納入しない者を含む）を履行しないとき

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名
4. 幹事 若干名
5. 会計監事 1名

(任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問および相談役)

第7条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

1. 定期総会
2. 臨時総会
3. 役員会
4. 定例会

(総会)

第9条 総会は次の事項を議決する。

1. 予算及び決算
2. 会費
3. 役員を選出
4. 規約の改正
5. その他特に重要なこと

(役員会)

第10条 役員会は次の事項を行う。

1. 事業の運営及び執行に関すること
2. その他役員会が必要と認めること

(会費)

第11条 会費は次のとおり定める

1. 会費は年額 10,000 円とする
2. 顧問及び特別会員はこれを徴収しない
3. 既納の会費はこれを返還しない

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は 8 月 1 日に始まり、翌年 7 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監事は経理状況を監査し、定期総会に報告する。

(補則)

第15条 この規約に定めのない事項については、役員会の合議により決定する。

(付則)

第16条 この規約は令和元年 8 月 9 日より施行する。

制定 昭和 62 年 8 月 29 日

改正 昭和 63 年 8 月 9 日

改正 平成元年 8 月 22 日

改正 平成 9 年 12 月 3 日

改正 令和元年 8 月 9 日

#### 静電植毛技術研究会 覚え書き

静電植毛技術研究会規約第 15 条に基づき役員会において次の事項を合議した。

1. 定例会の講師又は話題提供者への謝礼は、原則として次のとおりとする  
外部講師 20,000 円程度 (税込み)
2. 定例会の講師又は話題提供者への謝礼を、次のようにすることができる  
会員 2,000 円程度

昭和 62 年 8 月 29 日